

『宇津木台 森遊会』会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宇津木台 森遊会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局をオリンパス株式会社 技術開発センター石川内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、八王子市久保山町に残る宇津木台緑地について、荒廃した雑木林を整備することにより、生物多様な環境に戻し、地域住民をはじめとする一般市民に広く利用を促し、憩いの場、環境教育の場として定着させる。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、年2回以上の活動を実施する。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し所定の手続きを経て入会したものをいう。

(会費)

第6条 会費は、別途定める。

(入会及び退会)

第7条 会員を希望する者は、代表者に提出するものとする。

第8条 会員が退会するときは、退会届を代表者に提出するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は所定の参加費を納入する義務を有する。

(資格喪失)

第10条 活動に2年以上参加していないものは、会員の資格を失う。

(除名)

第11条 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、代表者は除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名、 (2) 会計 1名、

(役員の仕事)

第13条 代表は本会を代表し、本会の円滑な運営に努める。

(役員の仕事)

第 14 条 代表及び会計の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 15 条 会議は代表が招集し、随時開催する。

第 16 条 会議にて事業計画、収支予算・決算、会則の変更、その他代表が必要と認める事項について議決する。

第 6 章 会 計

(会計)

第 17 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 18 条 本会の経費は第 6 条の会費及びその他の収入をもって充当する。

第 19 条 本会の事業報告及び決算は、会計担当者が作成し、その年度末の会計報告とともに代表の承認を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 7 章 補 則

(会則の変更)

第 20 条 本会の会則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第 8 章 付 則

会則は、2011 年 11 月 7 日をもって施行する。

役員一覧

代 表： 金森 巖

会 計： 後藤 萌